

## 市民活動等への支援制度の概要

(県土地水資源対策課調べ)

区分	目的	対象団体等	対象活動等	限度額/期間等	審査方法
神奈川県	協働事業負担金	○県内に活動拠点を有し、継続した活動が期待できるボランティア団体等	○地域社会の課題に対してボランティア団体等と県が共通認識を持ち、それぞれの役割を認識しあい連携して行うもの。  ○地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などを立ち上げたり、新たな展開を図ろうとするような事業	○国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額と1,000万円のいずれか低い額	○書類審査及び公開プレゼンテーション(県との協議も必要となる。)
	ボランティア活動補助金			○国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額の1/2に相当する金額と200万円のいずれか低い額	○書類審査及び公開プレゼンテーション
森林づくり活動団体助成事業 【(社)かながわ森林づくり公社】	○神奈川県の水源地の森林エリアで、県民参加による森林づくりを推進するため、森林づくり活動に自主的に取り組む団体に対して助成を行う。	○森林づくりのための会員または参加者を募り、森林づくり活動を自主的に企画し継続している団体で、規約または会則等を備え、適正な運営が行なわれている団体	○森林の造成・保育に関するもの 地拵、植栽、下草刈、枝打、除伐、間伐  ○森林の保護・管理に関するもの 獣害防止作業、被害木処理、径路の開設、維持管理、修復	○1団体につき15万円まで  ○継続して5年を超えないものとし、隔年の場合は、その合計が5回まで	○書類審査
県内市町村	○市民活動の活性化を図り、個性豊かな地域社会の実現を図ることを目的としているところが大多数。	○特定非営利活動法人や任意団体等を対象としているところが大多数。  ○当該市町村内に活動拠点や事務所を有することを要件としているところが大多数。  ○構成員数の要件を設けている事例が多い。(3人以上、5人以上、10人以上等)  ○1年以上活動し、継続して活動する見込がある団体としている例がある。	○市民活動全般を対象の活動としているところが大多数。  ○環境保全に関する活動を対象としている例があるが、自然環境、環境美化、都市環境など幅広く対象を設定している。(横浜市)  ○水源環境保全・再生の活動に特化した制度はない。	○団体設立の初動期、発展期など、活動の段階に応じ補助限度額や補助率を設定している制度が多数。  ○10万円～50万円程度の上限を設定している制度が多い。  ○1団体又は1事業につき、2回から3回までとしている制度が多い。  ○1団体1回限りとしている例もある。	○多くの制度で、書類審査と公開プレゼンテーションを採用している。
他県 (森林保全等に係る税制措置を実施している県の支援制度)	○森林への理解を深め、森林づくりへの県民参加を促進することを目的としているところが大多数。	○NPO、ボランティア団体を対象とする制度がある。(高知県、滋賀県等)  ○NPO等のほか、市町村、森林組合等を対象としている制度がある。(鳥取県、岩手県等)  ○個人、団体、法人等を広く対象としている制度がある。(愛媛県、大分県)	○森林保全活動、森林資源活用事業、森林環境学習活動など、森林に関わる活動を広く対象としている例が多い。	○50万円～200万円程度の上限を設定している例が多い。  ○1/2～3/4程度の補助率を設定している例が多い。  ○補助率10/10としている例もある。	○書類審査としている例がある

1 県及び森林づくり公社の市民活動等への主な補助制度

名称		かながわボランティア活動推進基金21【神奈川県】		森林づくり活動団体助成事業 【(社)かながわ森林づくり公社】
		協働事業負担金	ボランティア活動補助金	
目的		地域社会にとって必要な公益的な事業で、ボランティア団体等と行政とが対等な立場でパートナーシップを組んで行えば相乗効果が期待できると考えられる事業を推進する。	ボランティア団体等が独自に取り組む事業であって、社会的な必要性が高く、先駆性、波及性が期待できる事業を支援する。	神奈川県の水源の森林エリアで、県民参加による森林づくりを推進するため、森林づくり活動に自主的に取り組む団体に対して助成を行う。
対象団体等		<ul style="list-style-type: none"> <li>不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業(いわゆる宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする事業は除く。)に自主的に取り組む特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人(「ボランティア団体等」という。)</li> <li>県内に活動拠点を有すること(県内に事務所があるか、又は県内で活動を行っている団体等を対象とする。)</li> <li>継続した活動が期待されるものであること</li> </ul>		自主的に森林づくりに取り組む団体で、かつ、次の全ての要件を満たす団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>森林づくりのための会員または参加者を募り、森林づくり活動を自主的に企画し継続している団体(特定非営利活動法人、任意の団体及びグループ等)で、規約または会則等(団体の構成、役員、事業運営、会計等について明記)を備え、適正な運営が行なわれている団体</li> <li>対象活動を営利の目的としていない団体</li> </ul>
対象活動	種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア団体等と県が、実施に当たっての基本的なスタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結した上で、協働して行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担する。</li> <li>協働して行う事業とは、地域社会の課題に対してボランティア団体等と県が共通認識を持ち、それぞれの役割を認識しあい連携して行うものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア団体等が行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を補助する。</li> <li>対象事業は、ボランティア団体等が地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などを立ち上げたり、新たな展開を図ろうとするような事業が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の造成・保育に関するもの 地拵、植栽、下草刈、枝打、除伐、間伐</li> <li>森林の保護・管理に関するもの 獣害防止作業、被害木処理、径路の開設、維持管理、修復</li> </ul>
	期間/回数	最長5年	最長3年	継続して5年を超えないものとし、隔年の場合は、その合計が5回まで
限度額		国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額と1,000万円のいずれか低い額	国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額の1/2に相当する金額と200万円のいずれか低い額	1団体につき15万円
審査	主体	神奈川県ボランティア活動推進基金審査会 ※幹事会が選考を補佐するため、事前調査等を行う。	神奈川県ボランティア活動推進基金審査会 ※幹事会が選考を補佐するため、事前調査等を行う。	(社)かながわ森林づくり公社
	方法	1次：協働事業として県と協議を行うことがふさわしいか、提案書による書類選考の後、プレゼンテーションを行い選考する。 2次：団体等と県との協議の結果を受けて、申請書等による書類選考を行う。	申請書による書類選考の後、プレゼンテーションを行い、選考を行う。	書類審査

2 県内市町村の市民活動等への主な支援制度

(本資料はホームページに掲載された情報等を基に県土地水資源対策課が調製したもの。)

NO	自治体名	制度名称	目的	対象団体等	対象活動等	限度額/期間等	審査方法
1	横浜市	横浜市環境保全活動助成制度	地域に根ざした環境保全活動を広く展開し、快適な市民生活に欠かすことができない良好な環境の確保、よりよい都市環境の保全及び創造を図る。	・環境保全を主たる目的として活動する特定非営利活動法人及び任意の市民団体 ・活動開始後1年以上経過し、次年度以降も継続して活動する見込みがある団体 ・横浜市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、主たる活動を横浜市内で実施している団体	・自然環境の保全創造に関する活動 ・水辺環境の活性化及び整備に関する活動 ・環境美化及び緑化に関する活動 ・都市環境の改善のための活動 ・省資源、省エネルギー及びリサイクルに関する活動 ・その他環境の保全創造に関する活動	<b>限度額</b> 年度ごとに団体が助成対象活動の経費に充てる自主的財源の5倍の額とする。ただし、30万円を超えることができない。 <b>助成回数</b> 連続して4年までとする。	書類審査
2	横須賀市	横須賀市市民協働推進補助金	市民公益活動の活性化を図り、市民の創意を活かし、将来にわたって市民が誇りの持てる個性豊かな地域社会の実現を図る。	横須賀市内に活動拠点を有する市民公益活動団体	・市民公益活動「はじめの一步」補助金 これからまちづくりの第一歩を踏み出そうとしている、市民グループの社会性のある市民公益活動 ・市民公益活動「ステップアップ」補助金 市民グループが一定期間継続して行う、社会性のある市民公益活動	<b>限度額</b> ・市民公益活動「はじめの一步」補助金(査定のうへ上限10万円) ・市民公益活動「ステップアップ」補助(査定のうへ1/2、上限50万円) <b>助成回数</b> 3回	書類審査及び公開プレゼンテーション
3	平塚市	平塚市民活動ファンド	より多くの市民活動が平塚で活発に展開され、平塚市を魅力と活力ある都市としていくために、市民活動を助成する。	・ボランティア活動や市民活動などの公益的な活動・事業を行う団体 ・団体の事務所または団体の代表者の住所(活動の拠点)が平塚市内にある団体(注:団体の代表者が市外在住者でも、団体の活動拠点が平塚市内であれば可。) ・構成員が3名以上である団体	主として平塚市内で行われる活動・事業が対象	<b>助成額等</b> ・入門コース 10万円 設立後3年を経過していない団体を対象とし、1団体につき1回限り、助成を受けることができる。 ・発展コース 50万円 活動をさらに発展させていこうとする団体や、新たな事業を展開しようとする団体などを対象とし、1団体につき3回まで、助成を受けることができる。	書類審査及び公開プレゼンテーション
4	藤沢市	藤沢市公益的市民活動助成事業	多種多様な活動を行う市民活動団体の継続的な活動を支援する。	・藤沢市内に活動拠点及び連絡場所を有していること。 ・市民が5人以上構成員となっていること。 ・藤沢市市民活動推進センターに登録していること。 ・団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。	市民を対象とした公益的な市民活動の事業であること。	<b>助成額等</b> ・初期コース 10万円を限度に、1団体1回限り、助成を受けることができる。 ・発展コース 助成対象事業費の50%以内とし、40万円を限度に1事業1回限り助成を受けることができる。	書類審査及び公開プレゼンテーション
5	小田原市	小田原市市民活動応援補助金	市民が自発的に行う市民活動を財政的に支援することにより、市民活動の活性化と自立を図るとともに、市民・市が互いにパートナーとして協働の姿を生み出し、市民参加によるまちづくりを進める。	小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民(本市に在学、在勤、在活動する方を含む)で構成する営利を目的としない団体	この制度は、不特定かつ多数のものに役立つ事を皆さんが自主的かつ自立的に取り組む社会的な活動を応援するものです。	<b>補助金額等</b> ・スタートアップコース 10万円を上限(同一の事業では1回限りの補助) ・ステップアップコース この制度を活用する事業に要する経費から、国、県又は他の地方公共団体の補助金等を控除した額の1/2以下で30万円を上限。(同一の事業では3回までの補助)	書類審査及び公開プレゼンテーション

6	茅ヶ崎市	市民活動推進補助制度	市民活動を推進するための環境を整備し、市民活動の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で主に活動している市民活動団体</li> <li>3人以上で構成される団体で、構成員の1/2以上が市民（在勤、在学を含む）であること。</li> <li>市から他の補助金（団体の運営に係るものを除く）を受けていないこと。</li> </ul>	自主的かつ自立的に行う活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの	<b>補助額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動スタート支援 対象となる事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金を控除した額の90%または10万円のいずれか低い額</li> <li>市民活動ステップアップ支援 対象となる事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金を控除した額の90%または10万円のいずれか低い額</li> </ul> <b>回数</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動スタート支援 同一団体1回限り</li> <li>市民活動ステップアップ支援 同一団体2回まで</li> </ul>	書類審査及び公開プレゼンテーション
7	相模原市	パートナーシップ事業助成金	パートナーシップ事業の初動期の取り組みを支援することにより、市民と市民、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市内に活動の拠点を有する団体及び組織であること。</li> <li>責任を持って事業を遂行できる団体及び組織であること。</li> <li>構成員が5人以上の団体及び組織であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体と団体が連携することにより創出された新たな活動であること。</li> <li>相模原市民を対象とした公益的な活動であること。</li> <li>活動開始から3年以内の活動の初動期であること。</li> <li>相模原市の総合計画及びその他の計画に反する活動でないこと。</li> <li>相模原市及び相模原市の外郭団体による他の助成制度の対象とならない活動であること。</li> </ul>	<b>助成額</b> 30万円まで <b>助成回数</b> 原則1回まで	書類審査及び公開プレゼンテーション
8	秦野市	市民活動サポート事業	市民活動の活性化を図り、将来にわたり個性豊かな地域社会を実現するとともに、市民活動団体による活動を通じて収益金を地域へ還元していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>秦野市内に1年以上活動拠点を有し、市内で活動する団体</li> <li>営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている団体</li> </ul>	構成員相互の親睦活動、個人の学習活動や趣味的活動、特定の個人・団体の利益を目的とする活動等を除く活動や事業	<b>限度額</b> 1団体5万円以内 <b>支援回数</b> 1団体1回限り	書類審査及び公開プレゼンテーション
9	厚木市	市民活動推進補助金	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が自発的、自立的に活動をしているもの</li> <li>団体の活動が、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としているもの</li> <li>市内に主たる事務所又は活動拠点があるもの</li> <li>活動を開始後、1年以上経過し、次年度以後も継続して活動する見込みのあるもの</li> <li>構成員が3人以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、医療又は社会福祉の増進を図るもの</li> <li>環境の保全を図るもの</li> <li>教育、文化及びスポーツの向上を図るもの</li> <li>外国人支援及び国際協力の推進を図るもの</li> <li>その他不特定かつ多数のものの利益の増進を図るもの</li> </ul>	<b>限度額</b> 20万円 <b>支援回数</b> 3回	書類審査
10	大和市	市民活動推進補助金	“新しい公共”の担い手となる市民活動を支援する。	新しい公共の創造に参加する意思のある市民、市民団体、事業者が行うボランティア活動など非営利の市民活動であって、主な活動場所が大和市内であるか、活動の運営拠点が市内にある活動や事業		<b>限度額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>めばえ 5万円</li> <li>はぐくみ 20万円</li> </ul> <b>補助回数</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>めばえ 1申請者につき1回</li> <li>はぐくみ 1事業者につき1回</li> </ul>	書類審査及び公開プレゼンテーション

11	綾瀬市	きらめき補助金	真に豊かで魅力と活力あふれる地域社会の実現を目指し、社会的課題に取り組む市民活動（ボランティアやNPOをはじめとした公益活動）に対し、その事業費用の一部について補助金を交付し財政的に支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な活動場所又は運営拠点が市内にある団体</li> <li>・構成員が3人以上の団体</li> </ul>	主に市民を対象とした市民活動（公益的な事業）	<b>限度額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いぶき 10万円</li> <li>・はぐくみ 20万円</li> <li>・はばたき 50万円</li> </ul> <b>補助回数</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いぶき 1団体1回まで</li> <li>・はぐくみ 1事業につき3回まで</li> <li>・はばたき 1事業につき5回まで</li> </ul>	書類審査及び公開プレゼンテーション
12	二宮町	協働まちづくり補助金	自らの意志で社会的なさまざまな課題に主体的に取り組む「町民活動」に対して、財政的に支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の規約・会則等があり、活動が不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的としていること。</li> <li>・同一の事業に対して、町から他の補助金を受けていないこと。</li> <li>・構成員が3名以上であり、町内に主たる事務所か活動拠点があること。</li> <li>・町と連携して、行政活動を補完・代行・補助する性格の活動であること。</li> </ul>	自らの意志で社会的なさまざまな課題に主体的に取り組む「町民活動」	<b>限度額</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民活動スタート支援 対象事業費の3分の2補助、1団体あたり上限10万円</li> <li>・町民活動ステップアップ支援 対象事業費の2分の1補助、1団体あ上限50万円</li> </ul>	書類審査及び公開プレゼンテーション
13	開成町	地域まちづくり活動への補助	—	町内在住・在勤のかた10人以上で構成する団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化推進</li> <li>・環境美化</li> <li>・防災・安全</li> <li>・地域間交流</li> <li>・子育て支援</li> <li>・地域の福祉活動</li> <li>・商工業の活性化</li> </ul>	<b>限度額</b> 15万円	書類審査
14	愛川町	町民アイディアまちづくり事業	まちづくりの推進と地域や町の活性化を図り、豊かでゆとりのある住みよいまちづくりを目指す。	町内に在住・在勤・在学する個人、グループまたは団体	豊かで住みよいまちづくりなど、地域活性化につながる公共性の高い活動や事業を対象とする。	<b>限度額</b> 200万円	書類審査及び公開審査

3 他県の市民活動等への主な支援制度（森林保全等に係る税制措置を実施している県）

（本資料はホームページに掲載された情報等を基に県土地水資源対策課が調製したもの。）

NO	自治体名	制度名称	目的	対象団体等	対象活動等	限度額/期間等	審査方法
1	高知県	森林保全ボランティア活動推進事業	森林環境税の制定趣旨である「県民参加による森林保全」の機運を高めるとともに、減少が続く林業労働力を補完する。	県に登録している森林保全ボランティア団体	森林保全ボランティア団体を設立する際の間伐等機械器具等の整備、及び県に登録した森林保全ボランティア団体が行う間伐等森林保全活動に対して、市町村、森林組合等が支援を行う経費に対し助成する。（市町村、森林組合等を経由して、補助を行う。）	<b>限度額</b> ・機械器具等支給事業（新規設立団体への間伐等機械器具等の支給）：500千円 ・地域通貨実施事業（間伐等森林保全活動の実施に対する地域通貨の精算経費に補助）：66千円/ha	書類審査
2	岡山県	ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業	県土の7割を占める森林は、県土の保全や水源のかん養等、県民の安全で快適な生活環境を維持するうえで重要な役割を果たしている。 その森林を適正に保全・整備し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるためには、子供から高齢者まで県民各層の幅広い理解と協力を得て、県民参加の森づくりを進めていくことが必要である。 このため、森林活動ボランティアの中心的な役割を担う人材育成を進めるとともに、県民参加の下に取り組んでいる「美しい森づくり運動」等の活動を推進する。 また、身近な自然である里山や、その整備活動の取組への関心の高まりに対し、幅広い支援を行う。	森づくりボランティア育成事業 ①森づくりボランティア育成事業(森林ガイド養成事業) 森林・林業や森林ボランティア活動に関心のある者、森林ガイド認定者 ②里山ふれあいの森活動支援事業 ・里山ボランティアマスター講座 里山整備に取り組んでいる者、これから新たに取組もうとする者 ・里山ふれあい活動の支援 活動プランを企画提案した里山保全グループ等	森づくりボランティア育成事業 ①森づくりボランティア育成事業 「森林ガイド初級研修」及び「森林ガイドレベルアップ研修」の実施 ②里山ふれあいの森活動支援事業 ・里山ボランティアマスター講座 初心者向け講習会の開催 ・里山ふれあい活動の支援 ア 先進事例調査、交流イベント等 イ 里山の幸の特産品化する試み、ウォーキングロードの設置等 ウ 里山保全活動に必要な資機材の配備	<b>限度額</b> 森づくりボランティア育成事業 ①森づくりボランティア育成事業 研修実施回数5回、予算額470千円 ②里山ふれあいの森活動支援事業 ・里山ボランティアマスター講座 講習会開催回数5講座、予算額234千円 ・里山ふれあい活動の支援 ア 限度額100千円、補助率1/2(6グループ) イ 限度額100千円、補助率1/3(6グループ) ウ 限度額400千円、補助率1/2(6グループ) 予算額3,600千円	書類審査
3	鳥取県	とっとり県民参加の森づくり推進事業	県民の方に森林・林業の体験学習（作業）等を通じて森林への理解を深めてもらい、森林づくりへの参加を促す。	・NPO、ボランティア団体等 ・地方公共団体（県を除く。）、森林組合等 ・小中学校等	森林整備の体験学習、源流森林の探訪、森林教室及び学校林の育成等、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験等	<b>限度額</b> 事業費はおおむね500千円以上とする。ただし、事業実施主体が小中学校等の場合はおおむね200千円以上とする。ただし、1事業実施主体に対する補助限度額は、1,000千円とする。（県負担率10/10）	書類審査
4	島根県	森づくり・資源活用実践事業	県民のアイデアと参加を基本とする森づくりや資源活用の取組に要する経費に対し、水と緑の森づくり税を財源とする交付金を交付して支援する。	次の事項を全て満たしている団体など ・水と緑の森づくり税条例の趣旨を十分に理解していること。 ・自ら企画した事業案を県内で実施し、報告できること。 ・この事業で営利を追求しないこと。 ・この事業に関係する会計及び経理を明朗に行い、報告できること。	森を保全する取組及び森を利用する取組	<b>補助率</b> ・森を保全する取組及び森を利用する取組 1/2以内(一部経費10/10)	書類審査

5	愛媛県	愛媛県森林環境保全基金公募事業費補助金	森林環境の保全と森林と共生する文化の創造に向け、県民の豊かな発想による自発的な活動を支援することで、森林に対する県民参加の具体化を図る。	県内に住所を有する個人及び県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森とくらす活動に関する事業（森林環境教育、森林保全活動、森林ボランティア活動等）</li> <li>・森をつくる活動に関する事業（里山林・放置竹林等の森林整備活動等）</li> <li>・木をつかう活動に関する事業（木材利用推進活動、木工広場の開催等）</li> <li>・その他別に定める事業</li> </ul>	<b>限度額</b> 200万円 <b>補助率</b> 50万円以下の部分は10/10以内 50万円を超える部分は1/2以内	書類審査
6	大分県	大分県新たな森林づくり事業提案募集	森林環境税を活用した施策を進めるに当たって、多くの県民の意見を取り入れるとともに、森林づくりへの県民参加を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に居住又は事務所を置くすべての個人及び団体等</li> <li>・県内者と県外者が共同で行う団体等（ただし、この場合は県内者を主とする。）</li> </ul>	事業提案は、森林づくり事業や研究開発事業、その他森林環境の保全やすべての県民で守り育てる意識を醸成するために必要な事業とする。	<b>限度額</b> 1 森林づくり事業 ア 森林づくり活動、森林環境教育、子どもの森林体験等 事業費が500千円以下の場合は事業費と同額とする。なお、事業費が500千円を超える場合は超過額の1/2以内を加算し、補助金の上限額は1,000千円とする。 イ 子どもの森整備 ・事業費の3/4以内とし、補助金の上限額1,000千円とする。 ウ 里山づくり（里山林の整備、里山資源の利活用等） ・事業費の3/4以内とするし、補助金の上限額は2,000千円とする。 2 研究開発事業 ア 新たな森林育成管理技術 ・原則として事業費の3/4以内とし、補助金の額は10,000千円以内とする。 ・研究期間は3年以内とする。	書類審査
7	滋賀県	みんなで始めよう森づくり活動公募事業	—	NPO、地域住民グループ、森林ボランティア団体等（里山協定林を除く）	森林づくりや資源利用、森林環境学習や森林づくりの人材育成など地域のNPO等が行う活動を支援します	2/3（補助金上限額20万円/年）	書類審査
8	岩手県	県民参加の森林づくり促進事業	地域住民などの地域力を活かした、身近な里山林などの整備や野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林の整備など、県民自らが主体的に進める公益林の整備を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・農林水産業者の組織する団体（非営利団体で規約等の定めがあり総会が開催される団体）</li> <li>・地域住民団体（非営利団体で規約等の定めがあり総会が開催される団体）、</li> <li>・NPO等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未利用のまま放置されている里山林の再生（森林整備）や新たな活用を図るための整備などの活動。</li> <li>・上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動。</li> <li>・野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林の整備など</li> </ul>	<b>補助率等</b> 補助率：10/10 1団体当たり、原則100万円以内。同一年度においては1団体1回限り。	書類審査及び公開プレゼンテーション